

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 利益の資本組入れ

Q：当社の資本金は500万円です。最低資本金の1,000万円にするために利益を資本に組み入れたいと考えています。臨時株主総会で承認を受ければ可能でしょうか。

A：平成2年の商法改正により、株式会社の最低資本金が1,000万円とされ、有限会社の最低資本金も300万円に引き上げられました。最低資本金に達していない会社は、8年3月31日の猶予期限までにこの基準をクリアしなければなりません。

株式会社については、最低資本金をクリアするための方法として、配当可能利益または法定準備金の資本組入れがあります。

配当可能利益または法定準備金のひとつである利益準備金の資本組入れを行った場合、株主に対して「みなし配当課税」が行われますが、個人株主については、最低資本金に達するまで、猶予期間内に行われているもの限り、非課税とする特例が講じられています。

このうち、利益準備金の資本組入れは取締役会の決議で行えますが、配当可能利益の資本組入れは、利益処分に関する株主総会の承認を受けなければなりません。ご質問の臨時株主総会では行うことはできませんので、今年の定時総会がまだの会社は今年及び来年の定時総会が最後のチャンスとなります。定時総会で決議を行っていただき、最低資本金をクリアしていただきたいと思います。

